

指定講習機関における取消処分者講習の実施に関する規程

平成 15 年 4 月 9 日
福井県公安委員会規程第 2 号

改正

平成 17 年 3 月 14 日公委会規程第 7 号 平成 19 年 5 月 28 日公委会規程第 8 号 平成 24 年 3 月 16 日公委会規程第 6 号
平成 25 年 3 月 29 日公委会規程第 6 号 平成 26 年 5 月 26 日公委会規程第 9 号 平成 29 年 3 月 3 日公委会規程第 10 号
令和 2 年 12 月 15 日公委会規程第 3 号 令和 5 年 2 月 10 日公委会規程第 2 号 令和 5 年 6 月 29 日公委会規程第 14 号

指定講習機関における取消処分者講習の実施に関する規程を次のように定める。

指定講習機関における取消処分者講習の実施に関する規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 指定の申請等（第 3 条－第 6 条）
- 第 3 章 職員（第 7 条－第 23 条）
- 第 4 章 講習の計画等（第 24 条－第 26 条）
- 第 5 章 講習の実施（第 27 条－第 38 条）
- 第 6 章 監督、命令等（第 39 条－第 41 条）
- 第 7 章 雑則（第 42 条－第 49 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 4 第 1 項の規定に基づき、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から指定講習機関の指定を受けた者（以下「指定講習機関」という。）が実施する法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく取消処分者講習（以下「講習」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第 2 条 指定講習機関の事務処理については、法、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「行手法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）、福井県道路交通法施行細則（昭和 43 年福井県公安委員会規則第 1 号。以下「県細則」という。）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号。以下「聴聞規則」という。）によるほか、この規程に定めるところによる。

第 2 章 指定の申請等

（指定の申請）

第3条 規則第2条第1項に規定する申請書の様式は、指定講習機関指定申請書（別記様式第1号。以下「指定申請書」という。）のとおりとする。この場合において、指定を受けようとする者は、当該申請書に規則第2条第2項に規定する書類を添付し、正副2通作成して提出しなければならない。

2 規則第2条第2項第4号に規定する書面は、運転適性指導員名簿（別記様式第2号）のとおりとする。

3 規則第2条第2項第5号に規定する履歴書の様式は、運転適性指導員履歴書（別記様式第3号及び別記様式第3号の2）のとおりとする。

4 規則第2条第2項第6号に規定する書面は、運転適性指導員選任・解任届書（別記様式第4号）のとおりとする。

5 規則第2条第2項第7号に規定する書面は、コース面積並びにコースの種類、形状及び構造状況表（別記様式第5号）のとおりとする。

6 規則第2条第2項第8号に規定する図面は、建物その他の設置の状況表（別記様式第6号）及びその内容を明らかにした図面とする。

7 規則第2条第2項第9号に規定する書面は、備付車両一覧表（別記様式第7号）のとおりとする。

8 規則第2条第2項第10号に規定する講習計画書は、取消処分者講習計画表（別記様式第8号）に講習区分（四輪車学級及び二輪車学級）及び技能コースの走行順路を明らかにした図面を添付したものとす。

（指定申請に対する審査）

第4条 公安委員会は、前条第1項の指定申請書が提出されたときは、指定申請書及び添付書類の内容が規則第6条の規定に基づく指定講習機関としての人的基準、物的基準及び運営的基準に適合しているか否かを書面及び実地踏査により審査するものとする。

（指定）

第5条 公安委員会は、指定申請書の内容が指定の基準に適合すると認めるときは、指定講習機関の指定をし、指定書（別記様式第9号）に当該指定申請書の1通を添付して交付するものとする。

（指定申請書の記載事項変更）

第6条 指定講習機関は、指定申請書の記載事項のうち、氏名及び住所並びに法人はその代表者の氏名を変更しようとするとき、又は取消処分者講習の業務を行う事務所の名称及び所在地を変更しようとするときは、あらかじめ公示事項等の変更の届出書（別記様式第10号）により、公安委員会に届け出なければならない。

2 指定講習機関は、指定申請書に添付する書類の内容に変更が生じたときは、速やかに指定事項変更届書（別記様式第11号）を正副2通作成して公安委員会に届け出なければならない。

3 公安委員会は、指定事項変更届書の内容を審査し、その結果を当該届書に記載するとともに、当該届書の1通を当該指定講習機関に送付するものとする。

第3章 職員

（管理者）

第7条 指定講習機関の代表者は、当該指定講習機関を管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者の要件は、政令第35条第1項の規定を準用する。

3 管理者は、講習業務の運営及び管理全般について、その責任を負うものとする。

4 管理者は、講習の適切な運営を図るため部下職員を指導教養し、職員の資質の向上に努めなければならない。

5 管理者は、講習を効果的に行うために、講習施設の改善、講習車両等の維持管理及び講習器材の整備に努めなければならない。

（副管理者）

第8条 管理者は、講習業務に関し監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接補佐する職員（以下「副管理者」という。）を置くことができる。

2 管理者は、副管理者を指定したときは、副管理者指定届書（別記様式第12号）を公安委員会に届け出なければならない。

3 副管理者は、管理者が出張その他で不在となるときは、その職務を代行し、その責任を負うものとする。

（運転適性指導員）

第9条 運転適性指導員（以下「指導員」という。）は、規則第5条各号の要件に該当するものでなければならない。この場合において、同条第5号の要件を満たす者は、「指定講習機関に関する規則第5条第5号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件」（平成14年国家公安委員会告示第36号）により国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修）を修了した者又は第11条に定める公安委員会が行う審査に合格した者とする。

なお、飲酒取消講習以外の講習を実施する場合においては、取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第1及び別表第1の2）に定める、ディスカッション指導の講習科目を行う指導員に、交通心理学の専門家等による教養を受けさせること。

また、飲酒取消講習を実施する場合においては、飲酒取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第2及び別表第2の2）に定める、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッション指導の各講習科目を行う指導員に、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けさせること。

（指導員審査対象者）

第10条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者を指導員の対象として審査するものとする。

(1) 福井県警察本部長の運転適性検査指導者資格者の認定を受け、かつ、講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算3年以上で、かつ、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）。

(2) 停止処分者講習等の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算5年以上で、かつ、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）で、かつ、

公安委員会が新任運転適性指導員研修及び取消処分者講習（一般）研修と同程度のものと認める研修を受け、公安委員会が運転適性指導についての十分な技能及び知識があると認める者。

（指導員審査）

第11条 指導員の審査申請（以下「審査申請」という。）は、当該申請者が勤務している指定講習機関の管理者を通じて行うものとする。

2 前項の申請は、運転適性指導員審査申請者名簿（別記様式第13号）に申請者に係る運転適性指導員審査申請書（別記様式第14号）、住民票の写し及び運転適性指導員履歴書（別記様式第3号及び別記様式第3号の2）を添付し、公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会が行う指導員審査（以下「審査」という。）は、書面審査、実技審査及び面接審査により実施するものとする。

(1) 書面審査は、講習指導員として従事した経験等により、審査対象としての適格性についての審査を行うものとする。

(2) 実技審査は、運転適性検査器材による検査、四輪車及び自動二輪車の実車による検査、運転シミュレーター操作による検査等運転適性指導に関する技能について、指導員としての適性の審査を行うものとする。

(3) 面接審査は、人格、識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能力について、指導員としての適性の審査を行うものとする。

（合格の判定）

第12条 審査により、指導員として十分な技能及び知識を有すると認める者を合格とするものとする。

（合格証書の交付）

第13条 公安委員会は、前条の審査に合格した者に対し、運転適性指導員審査合格証書（別記様式第16号）を交付するとともに、運転適性指導員審査合格者名簿（別記様式第17号）に合格者の氏名等を記載しておくものとする。

（指導員審査の特例）

第14条 第9条後段に規定する講習を修了した者が審査申請を行うときは、第11条第1項及び第2項の規定を準用するほか、当該講習を実施した機関が発行する修了証書の写しを添付するものとする。

2 公安委員会は、前項の申請を受理したときは、当該申請者に係る審査を免除するものとする。

3 公安委員会は、第1項の申請者が審査により合格した場合は、第13条の規定を準用するものとする。

（実務実習の実施）

第15条 公安委員会は、前条に規定する者及び次の各号のいずれかに該当する者を実務実習の対象者（以下「実習生」という。）として指定し、実務実習を実施するものとする。

(1) 新任運転適性指導員研修及び取消処分者講習（一般）研修の修了者で、かつ、運転適性指導員として講習に従事することを予定している者。

- (2) 公安委員会が行う運転適性検査指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者のうち、講習指導員として従事した期間から3年以上経過している者。
- (3) 公安委員会が実務実習の必要性があると認める運転適性指導員。
- (4) 指定講習機関の管理者から実務実習の申出があった運転適性指導員。

(実務実習の実施通知)

第16条 公安委員会は、実務実習を実施するときは、取消処分者講習に係る実務実習通知書（別記様式第18号）により、実習生が所属する管理者に対し通知するものとする。この場合において、第15条第4号の規定により、管理者からの申出があったときは、その理由について聴取し、当該運転適性指導員について実務実習の必要性の有無を判断することとする。

2 前項の通知を受けた管理者は、通知を受けた実習生が病気その他の理由で講習を受けることができない場合には、取消処分者講習に係る実務実習欠席者報告書（別記様式第19号）により、公安委員会に報告しなければならない。

(実務実習期間)

第17条 実務実習期間は、講義等が1日、研修が6日（2日間（計13時間）の研修を3回実施）の7日間とする。

(実務実習実施基準)

第18条 実務実習は、取消処分者講習に係る実務実習実施基準（別表第3。以下「実施基準」という。）に基づき実施するものとする。

(実務実習案)

第19条 公安委員会は、前条に定める実施基準に基づき、観察学習及び講習の補助を行う研修を基本とし、科目、内容及び時間を定めた実務実習案を作成し、実務実習を実施するものとする。

(実務実習場所)

第20条 実務実習は、福井県警察本部交通部運転免許課及び周辺道路において行うものとする。

(実務実習結果の通知)

第21条 公安委員会は、実務実習の結果について、取消処分者講習に係る実務実習結果通知書（別記様式第20号）により、実習生が所属する指定講習機関の管理者に対し通知するものとする。

(再実務実習又は補充教養の実施)

第22条 公安委員会は、実務実習について、取消処分者講習に係る実務実習結果通知書の「E（要指導）」に該当する項目がある場合は、実習生が所属する指定講習機関の管理者と協議した上で、再実務実習又は補充教養を行うものとする。

(運転適性指導員の選任及び解任)

第23条 管理者は、運転適性指導員を選任又は解任したときは、運転適性指導員選任・解任届書により公安委員会に届け出なければならない。

第4章 講習の計画等

(講習業務規程)

第24条 指定講習機関は、講習業務開始前に法第108条の6に規定する講習業務規程を

定めるときは、又はこれを変更しようとするときは、公安委員会の認可を受けなければならない。

- 2 講習業務規程の認可申請は、講習業務規程認可申請書（別記様式第21号）に当該講習業務規程を正副2通添付して申請するものとする。
- 3 講習業務規程の変更申請は、講習業務規程変更認可申請書（別記様式第22号）に当該講習業務規程を正副2通添付して申請するものとする。
- 4 公安委員会は、前2項の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、その結果を当該申請書に記載するとともに、当該申請書の1通を当該指定講習機関に送付するものとする。

（講習実施基準）

第25条 講習は、取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第1及び別表第2）に基づき実施する。ただし、飲酒運転を理由として運転免許の取消し処分を受けた者等は、飲酒取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第1の2及び別表第2の2）に基づき実施するものとする。

- 2 運転技能診断は、四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点（別表第4）及び二輪車技能診断課題設定の基準（別表第5）に基づき実施するものとする。

（講習実施責任者）

第26条 講習実施責任者は、管理者をもって充てるものとする。

- 2 講習実施責任者は、講習に関する事務を適正に行うとともに、講習に係る施設について管理し、職員を指導教養して講習が効果的かつ適正に行われるように努めるものとする。
- 3 講習実施責任者は、降雪等の天候その他の事由により、講習科目の実施が困難な場合には、講習科目を適宜変更することができる。
- 4 講習実施責任者は、運転技能診断を行わせるに当たっては、特に交通事故等の未然防止に努めなければならない。

第5章 講習の実施

（講習区分）

第27条 受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、四輪車や二輪車の学級編成を行い、講習の区分は、原則として、受講者が取得しようとしている免許の種類に応じて行うものとするが、当該種類に係る運転技量が著しく未熟な場合等、講習の効果が十分期待できないと認められる場合は、この限りでない。

- 2 1学級の編成は、1グループ3人を単位として計9人の編成を基準とする。この場合において、1グループにつき指導員等1人を配置するとともに、1学級につき補助者を1人充てることを原則とし、法108条の5第1項の規定により、運転適性指導には指導員以外の者を従事させることはできないことから、補助者についても指導員を充てること。

（講習指導案）

第28条 管理者は、第25条に定める取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目及び飲酒取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目に基づき、講習指導案を作成し、講習を実施するものとする。

（講習用教材）

第29条 管理者は、次の各号に定めるところにより、施行規則第38条第2項第3号に規定する教材を積極的に活用し講習効果を高めるよう努めるものとする。

(1) 教本、視聴覚教材等は次のものを使用すること。

ア 取消処分者講習で使用する教本は、別紙の内容について正確にまとめられたものを使用すること。この場合において、本県の交通実態に関する内容の資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を効果的に使用するとともに、ディスカッション指導において用いる資料（以下「ディスカッション資料」という。）及び筆記による検査において用いる運転適性検査用紙を必要数整備すること。

イ 飲酒取消講習においては、アルコールチェッカー（アルコール検知器）、アルコールスクリーニングテスト用紙、ブリーフ・インターベンション用ワークブック及びディスカッション資料を必要数整備すること。

(2) 自動車等

コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）が実施できるよう、自動車及び一般原動機付自転車が必要数整備すること。

ア 大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を整備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を整備したものとする。

イ 大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、一般原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。

(3) 運転シミュレーター

運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による指導」という。）が実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備すること。

(4) 運転適性検査器材

運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器並びに運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を必要数整備すること。

(5) 実車による指導に必要な器材等

実車による指導に必要な無線信号灯等の器材を整備するよう努めること。

（運転適性指導）

第30条 自動車等の運転について必要な適性に関する検査は、筆記による検査、口答による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査を、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

(1) 筆記による検査は、「科警研編73C」又はこれと同等以上の運転適性診断資料を使用して実施し、これに基づきカウンセリング等の指導を行うこと。この場合において、運転適性判断資料は、カウンセリング等で使用した後は本人に交付すること。

なお、診断票は2部作成し、管理者が1部保管すること。

- (2) 器材使用による指導は、検査結果を記載した診断票を使用して実施し、これに基づいて安全運転の心構え等を指導すること。
- (3) 実車による指導及び運転シミュレーターの操作による指導は、次に定めるところによる。

ア 実車による指導の場所の設定

- (ア) 現に仮免許を保有する受講者に対し、四輪車により運転技能診断をする場合は、講習効果の観点から、原則として道路において行うこととし、その際には、講習用車両に四輪車の路上講習標識表示基準（別表第6）に定める「講習中」である旨を表示する標識及び法第87条第3項に規定する「仮免許練習中」の標識を見やすい位置に掲示すること。その他の受講者に対する技能診断については、コースにおいて行うこと。
- (イ) 技能診断を実施する場所及び内容（以下「講習路」という。）については、四輪車学級にあつては「四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」（別表第4）、二輪車学級にあつては「二輪車技能診断課題設定の基準」（別表第5）に基づき設定すること。

イ 使用車両

受講者が受けようとする免許の種類に対応する自動車又は一般原動機付自転車を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を執ることができる。

- (ア) 大型免許を受けようとする者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (イ) 中型免許を受けようとする者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (ウ) 準中型免許を受けようとする者は、普通自動車を使用すること。
- (エ) 大型自動二輪免許を受けようとする者は、普通自動二輪車を使用すること。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させておくこと。

ウ 運転技能診断

運転技能診断は運転技能診断票を使用して行い、終了後には当該診断票を受講者本人に交付すること。この場合において、運転技能診断には、運転技能診断票（別記様式第23号）を使用すること。

エ 運転シミュレーター操作による指導

- (ア) 実車による指導のみでは指導が困難な交通事故、その他危険場面等について運転シミュレーターの操作により擬似体験させ、受講者の運転行動の危険性等を診断して指導を行うこと。
- (イ) 使用する運転シミュレーターは、受講者が取得しようとしている免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用とする。ただし、原付免許を取得しようとする者に対しては、一般原動機付自転車用シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車用で代替することができる。

（講習実施上の留意点）

第31条 インターバルについては、所定の講習時間内で必要に応じ適宜取るようにするこ

と。

2 インターバル以外の遅刻や不必要な講習準備の遅れなど、講習を行わなかった時間を講習時間として計上することのないようにすること。

(指導員の指名等)

第32条 管理者は、選任している運転適性指導員の中からあらかじめ当日の講習担当者を指名して、講習を行わせるものとする。

2 講習は、原則として開始から終了まで同一の指導員により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、公安委員会の承認を得て、これによらないで講習を行うことができる。

(講習日の予約等)

第33条 取消処分者講習の予約申込みは、管理者を通じて行うことができるものとする。

2 管理者は、講習の予約申込者（以下「予約申込者」という。）から予約申込みを受けたときは、取消処分者講習受講予約申込書（別記様式第24号。以下「申込書」という。）の提出を求め、当該申込書を公安委員会に送付するものとする。

3 申込書の送付を受けた公安委員会は、管理者を通じ、取消処分者講習指定書（別記様式第25号）を予約申込者に交付するものとする。この場合において、管理者は、予約申込者に対し、受講内容、受講手数料、服装、携行品等について教示すること。

(受講申請の受付)

第34条 管理者は、予約申込者から取消処分者講習受講申請書（別記様式第26号。以下「申請書」という。）を受け付けたときは、福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成12年福井県条例第30号）別表に規定する額を講習手数料として徴収するものとする。

2 管理者は、前項の受理に当たり、取消処分者講習受講申請者（以下「取消処分申請者」という。）から申請前6月以内に撮影した写真（無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）2枚の提出を求めるものとする。

(受講者の確認)

第35条 指導員は、受講予約者名簿により取消処分申請者の出席状況を確認し、欠講者のあるときは、その旨を受講予約者名簿に付記しなければならない。

2 指導員は、申請書及び前条第2項に規定する写真に基づき、受講者が申請者本人であることを確認しなければならない。

(取消処分者講習終了証明書の交付)

第36条 管理者は、講習を終了した者に対し、取消処分者講習終了証明書発行簿（別記様式第27号）に記載するとともに、県細則第33条の2第4項に規定する取消処分者講習終了証明書を2部作成の上、1部を受講者に交付し、1部は取消処分者講習終了証明書台帳として保管するものとする。この場合において、管理者は、取消処分者講習終了証明書の写しを公安委員会に送付しなければならない。

(取消処分者講習終了証明書の再交付)

第37条 管理者は、取消処分者講習終了証明書の遺失等による再交付は、次のとおり行うものとする。

2 再交付の申請は、県細則第33条の2第5項に規定する取消処分者講習終了証明書再

交付申請書の提出を求めてこれを受理するものとする。

- 3 再交付は、前条の取消処分者講習終了証明書台帳と照合確認の上、取消処分者講習終了証明書を複製して交付するものとし、その旨を公安委員会に報告しなければならない。

(結果報告)

第38条 指導員は、講習の実施結果を取消処分者講習受講結果報告書（別記様式第28号）により管理者を通じて公安委員会に報告しなければならない。

- 2 管理者は、毎月の講習の実施結果を取消処分者講習実施結果報告書（別記様式第29号）及び取消処分者講習実施状況報告書（別記様式第30号）により、翌月7日までに報告しなければならない。

- 3 管理者は、第30条第1号に定める運転適性検査の結果について、運転適性検査実施結果報告書（別記様式第31号）により、翌月7日までに報告しなければならない。

第6章 監督、命令等

(指導員の解任命令)

第39条 公安委員会は、法第108条の5第3項の規定により、不正な行為をした指導員の解任を命じようとするときは、行手法第13条第1項第1号ハの規定により聴聞を行うものとする。

- 2 指導員の解任命令は、前項の手続を経た後、解任命令書（別記様式第31号の2）を交付して行うものとする。

(監督・適合命令等)

第40条 公安委員会は、法第108条の8第1項及び第2項の規定により、指定講習機関に不適切な事由が生じた場合は、適合命令書（別記様式第32号）を発して、これについての改善命令を行い、是正させるものとする。

(指定の取消し)

第41条 公安委員会は、指定講習機関が法第108条の11第1項の規定に該当した場合は、行手法第13条第2項第2号の規定により、意見陳述の手続を執らずして指定講習機関の指定を取り消すとともに、指定講習機関の指定取消通知書（別記様式第33号）により当該指定講習機関に通知するものとする。

- 2 公安委員会は、指定講習機関が法第108条の11第2項の規定に該当し、指定講習機関の指定を取り消そうとするときは、行手法第13条第1項第1号イの規定により聴聞を行うものとする。この場合において、公安委員会は、当該指定講習機関の指定を取り消したときは、指定講習機関の指定取消通知書（別記様式第33号の2）により当該指定講習機関に通知するものとする。

- 3 公安委員会は、前2項の規定により、指定講習機関の指定を取り消したときは、規則第15条に基づきその旨を公示するものとする。

第7章 雑則

(事業報告書)

第42条 指定講習機関は、規則第13条に基づき毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を公安委員会に提出しなければならない。

(保秘の徹底)

第43条 法第108条の7第1項の規定により、指定講習機関の役員若しくは職員又はこ

これらの職にあった者は、講習業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(講習実施に伴う連絡等)

第44条 公安委員会は、講習の適正かつ確実な実施及び講習水準の維持・向上を図るため、規則第18条の規定に基づき、公安委員会と綿密な連絡を取るよう指定講習機関を指導するとともに、指定講習機関が講習を実施する上で必要と認められる範囲の情報提供を行うものとする。

(講習の休廃止)

第45条 管理者は、法第108条の10の規定により講習の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、規則第14条に定める事項を記載した講習の休廃止の許可申請書(別記様式第34号)を正副2通作成して公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、その結果を当該申請書に記載するとともに、当該申請書の1通を当該指定講習機関に送付するものとする。

3 公安委員会は、第1項の許可をしたときは、規則第14条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示するものとする。

(各種事故の防止)

第46条 管理者は、講習中の各種事故防止に万全を期すため、指導員等に特段の配慮をさせるとともに、特に二輪車による技能診断に際しては、受講者にヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対応できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。この場合において、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するとともに、講習に関して発生した各種事故については、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(簿冊の備付)

第47条 管理者は、次の各号に掲げる簿冊を備え付け、それぞれの各号に定める期間これを会計年度により保存し、講習事務の実施状況を明らかにしなければならない。

- (1) 取消処分者講習指定書綴・・・・・・・・・・・・・当年
- (2) 取消処分者講習受講申請書綴・・・・・・・・・・・・・5年
- (3) 取消処分者講習受講結果報告書綴・・・・・・・・・・・・・5年
- (4) 取消処分者講習実施結果報告書綴・・・・・・・・・・・・・3年
- (5) 取消処分者講習終了証明書台帳・・・・・・・・・・・・・5年
- (6) 講習関係収支決算書・・・・・・・・・・・・・5年
- (7) 講習関係出納簿・・・・・・・・・・・・・5年
- (8) その他の関係書類・・・・・・・・・・・・・1年

(服装等)

第48条 指導員の服装は、活動しやすいもので指導員としてふさわしいものとする。

(協議)

第49条 公安委員会は、指定講習機関に対し講習業務の運営についてこの規程により難い

事由が生じたときは、その都度協議し、指示するものとする。

附 則（平成15年4月9日福井県公安委員会規程第2号）
この規程は、平成15年4月9日から施行する。

附 則（平成17年3月14日福井県公安委員会規程第7号）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月28日福井県公安委員会規程第8号）
この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成24年3月16日福井県公安委員会規程第6号）
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日福井県公安委員会規程第6号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月26日福井県公安委員会規程第9号）
この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月3日福井県公安委員会規程第10号）
この規程は、平成29年3月12日から施行する。ただし、別記様式第31号の2から別記様式第33号の2までの4様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月15日福井県公安委員会規程第3号）
この規程は、令和2年12月15日から施行する。

附 則（令和5年2月10日福井県公安委員会規程第2号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日福井県公安委員会規程第14号）
この規程は、令和5年7月1日から施行する。

様式省略